合法性・持続可能性及び産地の証明、間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領

札幌地方素材生産事業協同組合
平成２５年４月１日
最終改正：令和７年２月 25 日

第一　目的

本実施要領は、本協同組合が定めた「合法性・持続可能性及び産地の証明、間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範」において別途定めることとされた「事業者認定実施要領」（以下「本要領」という。）の内容を定めるものである。

第二　定義

１　「合法木材」とは、合法性又は合法性・持続可能性が証明された木材・木材製品をいい、「非合法木材」とは、それ以外の木材・木材製品をいう。

２　「産地」とは、原木の伐採地をいい、「北海道」と「北海道以外（外国産を含む）」により区分することを基本とするが、市町村単位などでも区分することができるものとする。

第三　本実施要領に基づく認定の対象

１　林野庁が平成 18 年 2 月に公表した「木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン」（以下「合法性ガイドライン」という。）に示された森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法により、木材・木材製品の合法性・持続可能性及び産地の証明、林野庁が平成 21 年 2 月に公表した「間伐材チップの確認のためのガイドライン」（以下「間伐材ガイドライン」という。）に示されたコピー用紙の原料が間伐材由来であることの確認及び林野庁が平成 24 年 6 月に公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（以下「発電利用ガイドライン」という。）に示された森林・林業・木材産業関係団体等の認定を得て事業者が行う証明方法により発電利用に供する木質バイオマスの証明を行おうとする事業者は、本要領に基づく認定を受けなければならない。

また、国内木質バイオマスに係るライフサイクルＧＨＧ算定に必要な情

報（以下「ＧＨＧ関連情報」という。）の収集・管理・伝達を行う事業者については、発電用ガイドラインに基づくＧＨＧ関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受けなければならない。

２　本要領に基づく認定は、本協同組合の組合員を対象とするが、本協同組合の組合員と密接な関係にある事業者についても、組合員の推薦状があるときは、本協同組合の組合員に準じて認定を行うことができるものとする。

第四　合法性・持続可能性及び産地の証明、間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書の提出

本要領に基づく認定を受けようとする事業者は、別記１で定める「合法性・持続可能性及び産地の証明、間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書」を本協同組合へ提出しなければならない。

第五　審査及びその結果の通知

１　本協同組合は、本要領に基づく事業者等の認定のため審査委員会を設け、その可否を決定するものとする。

２　審査委員会は、提出された「合法性・持続可能性及び産地の証明、間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書」の内容について、第六及び各ガイドラインの趣旨に基づき厳正に書類審査を実施し、認定の可否を決定する。必要がある場合は現地審査を実施する。

３　本協同組合は、審査結果を申請者に通知するものとする。

第六　合法性・持続可能性及び産地の証明、間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者の認定要件

事業者が新規に認定を受けるためには、次に掲げる①～⑤の要件をすべて満たさなければならない。

継続の認定を受けるためには、次に掲げる①～⑤の要件に基づき分別管理等が適切に実行されており、さらに⑥～⑦の要件も満たさなければならない。

（分別管理）

①　合法性ガイドラインに基づき証明する合法木材（産地は北海道と北海道以外ごと）、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電利用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質

バイオマスが互いに、かつ、それ以外の木材・木材製品等（以下「その他の木材」という。）と分別して保管することが可能な場所を有していること。

また、産地を市町村単位などで証明する場合は、それぞれの産地単位で分別して保管することが可能な場所を有していること。

② 入出荷、加工、保管の各段階において合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電利用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつその他の木材と混在しないよう分別管理の方法が定められていること。

（帳票管理）

③ 合法木材及び産地、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電利用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷、在庫に関する情報が管理簿等により把握できること。

④ 関係書類（証明書を含む）を５年間保存することとしていること。

（責任者の選任）

⑤ 本取組の責任者が１名以上選任されていること。

（合法木材供給事業者研修）

⑥ 分別管理者及び文書管理責任者は、３年間に１回は、合法木材供給事業者研修を受講していること。

（取扱実績報告）

⑦ 第九の１に規定する取扱実績報告等について、毎年度当団体に報告していること。

（ＧＨＧ関連情報の管理等）

⑧ 国内木質バイオマスのＧＨＧ関連情報の収集・管理・伝達を行う場合は、ＧＨＧ関連情報のある木質バイオマスの管理に必要な保管場所を有していること。また、責任者が選任されており、ＧＨＧ関連情報の収集・管理・伝達に係る方法が定められていること。

第七　事業者認定書の交付及び公表

１　本協同組合は、第五に掲げる審査により認定する事業者（以下「認定事業者」という。）に対して、別記２で定める「事業者認定書」を交付するとともに認定事業者として登録し、その名称、代表者名、住所、団体認定番号（ＧＨＧ関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受けた事業者については、その旨が判別できる番号とする。）及び認定年月日を公表するものとする。

２　事業者認定書の有効期間は、認定の日から２年間を超えて最初の年度末までとする。

ただし、継続申請の場合は、認定の有効期間の始期から３年間とする。

３　事業者認定にかかる認定手数料については、認定後、別途定める規定に基づき、本協同組合に速やかに納入しなければならない。

第八　証明事項の記載

１　認定事業者は、合法木材及び産地、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電利用ガイドラインに基づき証明する木質バイオマスの出荷に当たって、納品書等に団体認定番号及び合法木材或いは間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材又は発電利用ガイドラインに基づき証明する木質バイオマスであることのいずれかであることを記載し、出荷先へ引き渡すものとする。ＧＨＧ関連情報の収集・管理・伝達を行う場合は、ＧＨＧ関連情報も記載する。

２　なお、別途証明書を作成する場合の様式は、別記３とする。

第九　取扱実績報告及び公表

１　認定事業者は、別記４で定める「合法性・持続可能性及び産地の証明、間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明がされた木材・木材製品等の取扱実績報告」等により、合法性ガイドラインに基づき証明された木材・木材製品及び産地、間伐材ガイドラインに基づき確認された間伐材、発電利用ガイドラインに基づき証明された木質バイオマスの取扱等に係る前年度分の実績を毎年６月末までに、本協同組合へ報告する。

２　本協同組合は、認定事業者からの報告を取りまとめ、その概要を公表する。

第十　立入検査

本協同組合は、必要に応じて、認定事業者による合法木材及び産地、間伐材ガイドラインに基づき確認された間伐材、発電利用ガイドラインに基づき証明された木質バイオマスの取扱いが適正であるか否かを検査するものとし、認定事業者は、本協同組合から検査を行う旨通知を受けた場合は必要な情報を提供するなど本協同組合に協力しなければならない。

本協同組合は、検査において適正でない事項が認められた場合は、認定事業

者に対して、期間を定めて是正を指導する。

第十一　認定事業者の取り消し

１　本協同組合は、認定事業者が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができるものとする。また、悪質と考えられる場合は、事業者名等を公表するものとする。

①　証明書の記載事項（ＧＨＧ関連情報を含む。）に虚偽があったとき。
②　認定事業者から認定の取消申請があったとき。
③　本協同組合が認定事業者に是正を求めた事項が解消されないとき、その他認定事業者が認定事業者の要件に適合しなくなったとき。

２　本協同組合は、認定を取り消したときは、別記５で定める「事業者の認定取消通知書」を当該認定事業者に送付するものとする。

第十一事業者認定の継続

認定の継続を希望する認定事業者は、有効期間の満了する１ヶ月前までに、別記１アに定める「合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書（継続）」を本協同組合へ提出しなければならない。

なお、継続認定に係る手数料等の経費は、別途定める。

附則

この実施要領は、平成 29 年４月１日から施行する。

附則（平成 29 年５月 17 日一部改正）

１　この改正実施要領は、平成 29 年５月 17 日から施行する。
２　「第三　本実施要領に基づく認定の対象」の２の適用にあたり、施行時に本協同組合から事業者認定を受けている事業者については、当面の間、本協同組合の組合員の推薦状があるものとみなす。

附則（令和元年５月 15 日一部改正）

この改正実施要領は、令和元年５月 15 日から施行する。

ただし、第六の⑥については、令和３年４月１日から施行する。

附則（令和７年２月25日一部改正）

本実施要領は、令和７年２月 25 日から施行する。